令和4年愛南町告示第4号

愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月21日

愛南町長 清水 雅文

愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖抑制並びに周囲に対する迷惑の未然防止を図ることを目的とし、猫の不妊・去勢手術を受けさせようとする個人又は団体に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの

とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 町内に住所を有する者又は団体
  - (2) 特定の飼い主のいない猫(本町内で保護したものに限る。以下同じ。)について、手術済であることを識別するためにその耳の一部を切り取り、手術後は当該飼い主のいない猫を自ら飼育し、又は保護した場所に戻し、近隣住民の理解を得て適切に管理することができる者であること。
  - (3) 当該年度内に、動物病院において、前号に規定する猫の不妊・去勢手術を行っていること。
  - (4) 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
  - (5) 同一の猫を対象に国、県、その他団体から同様の補助を受けていないこと。
  - (6) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法津第105号)第10条第1項に規定する取扱業を営む者以外の者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、補助金を交付することができる。

(補助金額等)

- 第3条 補助金の額は、雄猫5,000円、雌猫10,000円を限度とし、手術費用の2分の1 以内の額とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金交付額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南町猫繁 殖制限措置推進事業補助金交付申請書(様式第1号)及び町税の滞納がない旨の申

出書(様式2)に猫の手術費用を支払ったことを証する領収書(写し)を添付し、当該年度内に町長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金 の交付の適否を決定し、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金(交付・不交付)決定 通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付の請求があったときは、交付決定者に 補助金を交付するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第8条 町長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

第9条 町長は、町民の動物愛護に対する意識等を調査するため、補助対象者に対し、 アンケート等の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月2日告示第46号)

この告示は、令和4年4月2日から施行し、改正後の愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

年 月 日

### 愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付申請書

愛南町長様

連絡先

愛南町猫繁殖制限措置推進事業に係る補助金の交付を受けたいので、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	猫の性別及び数	□雄	匹				
		□雌	匹				
2	手術を行った動物病院名及び住所	病院名					
		住所					
4	手術実施日		年	月	日		
5	手術料金					円	
6	補助金交付申請額					円	

※雄猫 5,000 円、雌猫 10,000 円を限度とし、手術費用の 2 分の 1 以内の額

添付書類 1 動物病院が発行した手術料金の領収書(写し)

2 猫の全身と耳カットしたことが分かる写真

#### 様式第2号(第4条関係)

## 町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

住所 愛南町

氏名

(自署の場合は、押印不要)

愛南町猫繁殖制限措置推進事業に係る補助金の申請に当たり、町税等の滞納がない 旨を申し出ます。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意 します。

## -----以下愛南町記入欄------

担当部署名	費目	担当部署記入欄		確認印
	町民税	有	無	
	固定資産税	有	無	
	国民健康保険税	有	無	
税務課	介護保険料	有	無	
	後期高齢者医療保険料	有	無	
	軽自動車税	有	無	
		有	無	
保健福祉課	保育料	有	無	
環境衛生課	下水道料	有	無	
<sup>                                     </sup>	町営浄化槽使用料	有	無	
水道課	水道料	有	無	
学校教育課	給食費	有	無	

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者及びその世帯員全員とする。団体として 申請する場合は、団体の構成員で補助等の対象となるもの及びその世帯員全員とす る。 様式第3号(第5条関係)

 愛南町指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

愛南町長

愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金の 交付については、下記のとおり決定したので、愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助 金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1	猫の性別及び数	□雄  匹
2	交付決定額	円
3	交付の条件及び指示	<ul> <li>(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはいけません。</li> <li>(2) 愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の金額又は一部を取り消すことがあります。</li> <li>(3) (2)により取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。</li> </ul>

(不交付決定の場合) 不交付決定の理由

# 様式第4号(第6条関係)

## 愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付請求書

¥			円
	ただし、	年度分	

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長様

 住 所 愛南町
 番地

 氏 名
 印

 連絡先

振	<b>、→</b>		銀行農協	支店 支所
先	預金種別	普通 当座	口座番号 (フリガナ)	